

「特に優れた業績による奨学金返還免除内定候補者」募集要項 (2026(令和8)年度 修士課程進学予定者対象)

1. 制度概要

大学院で日本学生支援機構第一種奨学金(授業料後払い制度を含む)の貸与を受けた学生で、貸与期間中に特に優れた業績を挙げることが見込まれる学生を対象に、その奨学金の返還免除を内定する制度です。次代の科学技術イノベーションや地域を担う優秀な低所得世帯の学部生等に対して、修士課程への修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的としています。

2. 対象

2026(令和8)年度に修士課程への進学を希望しており、以下(1)~(3)の要件を満たす者。

なお、一貫制博士課程への進学を予定している者は、本制度の対象外です。

(1) 大学学部等において高等教育の修学支援新制度又は給付奨学金(旧制度)を利用している、または住民税非課税世帯であること

(2) 以下の特定分野へ進学を希望していること

- 科学技術イノベーション創出に寄与する分野(情報・AI、量子、マテリアル等)
- 大学の強みや地域の強み等を生かした分野

(3) 将来上記(2)の分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められる者

※上記(1)~(3)を満たし内定者となった場合でも、入学後6か月以内に第一種奨学生(授業料後払い制度を含む)として採用されなかったときは、内定の効力を失います(入学直後から休学をする場合を含む)。

【修学支援新制度利用者に係る留意事項】

- ① 修学支援新制度の利用者とは、本内定制度推薦時点で支援区分が第Ⅰ区分~第Ⅲ区分、第Ⅳ区分(理工農)又は多子世帯(支援区分は問わない)のいずれかの者です。
- ② 2026年度進学予定の内定候補者の推薦より、資産超過により停止となっている場合は対象外となります。

【住民税非課税世帯に係る留意事項】

- ① 給付奨学生でない場合(過去に修学支援新制度を利用している、既に満期を迎えている場合や廃止等で支援を受けていない場合を含む)は、学生等本人及び生計維持者(父母がいる場合は原則として父母2名)の直近の所得証明書を提出していただき、全員の市区町村民税所得割額が0円であることを確認します。
- ② 住民税非課税世帯の学生等本人及び生計維持者の資産の合計額が5,000万円未満であることの基準を満たしているかを確認するため、「資産の申告書」を記入のうえ、学生等本人と生計維持者の所得

証明書を併せて提出していただきます。

【留意事項】

- ・私費外国人留学生は対象外です。
外国籍の学生の場合、「法定特別永住者」「永住者」「定住者」等のみが対象となります。
- ・「特定分野」は、申請書をもとに、大学院にて適切な分野を判断するため申請時の選択は不要です。
- ・内定となった分野と異なる分野に進学した場合には、内定の効力を失います。
- ・家計基準に基づく支援区分見直しにより、本内定制度申請時点で支援区分対象外による停止中の者及び資産超過により停止中の者は本内定制度の対象外です。
ただし、学業成績による停止中の者や本人都合による停止中の者であっても、支援区分が第Ⅰ区分～第Ⅲ区分、多子世帯（支援区分は問わない）のいずれかである者は本内定制度の対象となります。

3. 提出期日

2025年12月1日(月)～2026年1月16日(金)17:00まで ※郵送提出の場合、必着であること

4. 提出先・問い合わせ先

	ポートアイランド第Ⅰキャンパス	有瀬キャンパス
窓口提出	A号館1階2番窓口 学生支援センター JASSO 奨学金窓口	3号館1階2番窓口 学生支援センター JASSO 奨学金窓口
郵送提出 ※簡易書留等の記録が残る郵送方法でお送りください。	〒650-8586 神戸市中央区港島1-1-3 神戸学院大学 学生支援センター 「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」担当	〒651-2180 神戸市西区伊川谷町有瀬518 神戸学院大学 学生支援センター 「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」担当

※窓口の問い合わせ対応時間は平日9:00～11:45、12:45～17:00（土日祝除く）です。

5. 申請スケジュール

No.	手続き	日程	内容
1	申請書類提出	2025年12月1日(月)～ 2026年1月16日(金) 17:00 まで	下記の「6.提出書類」をご覧ください。 ※申請書類提出者に No.2 の手続きで必要な 識別番号(ユーザ ID・パスワード)を発行します。
2	スカラネット 申請	2026年1月23日(金)まで	No.1 と No.2 の対応をもって申請完了となります。 スカラネット HP : https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/
3	学内選考	2026年3月(予定)	
4	学内選考結果 通知	2026年3月31日(火)	推薦有無に関わらず全員に通知します。
5	選考結果通知	2026年7月下旬以降(予定)	日本学生支援機構からの通知を受け、大学から 内定者に通知します。

6. 提出書類

対象者	申請書類	備考
全員	特に優れた業績による奨学金返還免 除内定候補者(修士課程)申請書	
全員	2025 年度学業成績証明書	学部4年次生においては、2025 年度前期 までの修得単位数が記載されたもの
提出不要	スカラネット入力下書き用紙	スカラネット申請の際にご活用ください
該当者①※ ¹ のみ	給付奨学金情報の画面コピー	スカラネット・パーソナル→全体概要→奨 学生番号ごとの詳細情報→給付奨学金情 報 を参照
該当者②※ ¹ のみ	1:全員の住民税所得割額が非課税 であることを証明する所得証明書(原 本) 2: 資産の申告書	申請者本人及び生計維持者(父母がいる 場合は原則として父母2名)、計3名分の 所得証明書(取得可能な最新のもの) ※所得がない場合も必ず提出すること

※1 【該当者①】高等教育の修学支援新制度の給付奨学生

(本内定制度申請時点で家計基準に基づく支援区分見直しにより「停止中」の者は対象外となります。

また、家計基準のうち、所得(支給額算定基準額)は基準内(支援区分はⅠ～Ⅳのいずれか)であるが、
資産額超過で停止となっている者も対象外となります。)

【該当者②】該当者①以外の方

※ 必要に応じて、申請者の方へ追加で書類提出を依頼する場合があります。

7. 注意事項

(1) 内定制度申請時に申告した大学・課程・研究科に進学することが条件となります。

以下の場合、内定者として決定されていたとしてもその効力を失います(内定取消)。

① 内定制度の申請時に進学予定先として申告した大学院へ進学しなかった場合

② 内定制度の申請時に進学予定先として申告した課程へ進学しなかった場合

(例:修士課程で申請したが専門職学位課程へ進学した場合又はその逆)

③ 内定制度の申請時に進学予定先として申告した研究科とは違う研究科へ進学した場合で、
申請した研究科の分野と違う分野の研究科へ進学した場合

(例:「科学技術イノベーション創出に寄与する分野」のA研究科から「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」のB研究科へ進学した場合又はその逆)

(2) 本内定制度とは別に、来春の在学採用にて第一種奨学金(授業料後払い制度を含む)の申し込みを行い、採用される必要があります。大学院入学後6か月以内(入学直後からの休学含む)に第一種奨学生として採用されなかった場合は、内定者であってもその資格を失います。

(3) 内定者として決定された場合も、奨学金貸与終了年度に返還免除申請が必要となります。

(4) 内定者決定後、2 年次生への進級時に内定者として相応しい成績を修めているか中間評価がなされます。なお、中間評価において内定者が行う手続きはありません。

(5) 中間評価において、以下に該当する場合は「内定取消」となり、その資格を失います。

① 貸与中の奨学金において「廃止」「停止」「警告」の処置を受けた場合

② 標準修業年限内に課程を修了する見込みがなくなった場合

③ 文部科学省令第36条第1号～第10号で定める各業績について、引き続き十分な成果を挙げる見込みがない場合

(6) 年間を通じて、上記(5)①(警告の処置を除く)または②のいずれかを満たしていないと大学が判断した場合は内定取消となります。

(7) 返還免除額については必ず全額免除となる訳ではなく、半額免除となる可能性もあります。

(8) 大学入学後に採用された最初の第一種奨学金(授業料後払い制度を含む)にのみ適用されます。辞退後に最初の第一種奨学金(授業料後払い制度を含む)以外に変更した場合は、変更後のものには内定が適用されません。

8. その他

本制度に関する情報は日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/tetsuduki/syushinaitei.html>

以上